

## &lt;アスベストQ&amp;A集&gt;

## E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-1	大気中のアスベスト濃度とその規制基準について教えてください。 (令和5年4月1日更新)

## 【答】

## ○ 大気中のアスベスト濃度

- ・常時監視測定局周辺におけるアスベスト環境調査結果

県が管理する常時監視測定局のうち的一般環境大気測定局周辺において、大気中のアスベスト濃度を把握するための環境調査を行っています。

過去5年の調査結果では、いずれの地点においても総繊維数濃度が1本/リットル以下でした。

(参考) 過去5年間の調査結果

測定地点	調査結果 (総繊維数濃度 : 本/リットル)									
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値
鎌倉市役所	—	—	0.076	0.17	—	—	0.14	0.25	—	—
小田原市役所	—	—	0.093	0.28	—	—	0.091	0.17	—	—
茅ヶ崎市役所	—	—	0.10	0.28	—	—	0.078	0.19	—	—
逗子市役所	0.21	0.42	—	—	0.081	0.17	—	—	0.11	0.22
三浦市城山(旧三崎中学校)	0.094	0.19	—	—	0.085	0.17	—	—	0.070	0.11
秦野市役所	—	—	0.14	0.45	—	—	0.12	0.53	—	—
厚木市役所	—	—	0.089	0.22	—	—	0.099	0.28	—	—
大和市役所	0.10	0.22	—	—	0.14	0.28	—	—	0.063	0.11
伊勢原市役所	0.12	0.31	—	—	0.17	0.28	—	—	0.081	0.17
海老名市役所	—	—	0.081	0.25	—	—	0.11	0.22	—	—
座間市役所	0.15	0.45	—	—	0.15	0.22	—	—	0.071	0.11
南足柄市中部公民館	0.20	0.25	—	—	0.056	0.056	—	—	0.10	0.17
綾瀬市役所	—	—	0.068	0.17	—	—	0.11	0.19	—	—
寒川町役場	0.099	0.28	—	—	0.11	0.28	—	—	0.13	0.17
愛川町役場	0.16	0.45	—	—	0.085	0.17	—	—	0.10	0.22

※1 測定地点は一般環境大気測定局15局を半数に分け、隔年で調査を実施しています。

※2 平成元年環境庁告示第93号(石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法)及び「アスベストモニタリングマニュアル(第4.1版)」(環境省)に基づき測定を実施しました。

- ・位相差顕微鏡法で総繊維数を計数する。
- ・位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/リットルを超過したものについては、電子顕微鏡によりアスベストを同定して計数する。

※3 1地点につき2箇所で3日間(各日4時間)試料採取し、各試料(計6検体)を位相差顕微鏡で測定して得られた総繊維数濃度の幾何平均値及び最大値を示しています。

なお、位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/リットル以下の場合、※2に示すとおり電子顕微鏡法による測定は実施していません。

## <アスベストQ&A集>

### E 大気環境に関すること【環境関係】

(参考)

- ・廃棄物処理施設周辺におけるアスベスト環境調査結果

建設廃棄物を取り扱っている廃棄物処理業者の処理施設等のうち、5箇所を対象に環境調査を実施しました。これらの施設周辺での大気中のアスベスト濃度は、最大で0.28本/リットルとなっています。(平成17年11月・12月調査)

(本/リットル)

施設所在地	施設類型	最大値	最小値
秦野市曾屋	破砕施設	0.11未満	0.11未満
海老名市杉久保	破砕施設	0.28	0.11未満
愛甲郡愛川町中津	破砕施設	0.11未満	0.11未満
高座郡寒川町一之宮	積替・保管	0.11未満	0.11未満
厚木市三田	石膏ボード	0.11未満	0.11未満

- ・アスベスト製品取扱工場周辺におけるアスベスト環境調査結果

アスベスト含有製品の修理・加工等を行っている工場のうち、アスベストの労災認定のあった業種で「電気機械器具製造業」「輸送機械器具製造業」「精密機械器具製造業」「鉄道業」について、1工場ずつを対象に環境調査を実施しました。これらの工場周辺での大気中のアスベスト濃度は、最大で0.56本/リットルとなっています。(平成18年7月・8月調査)

(本/リットル)

施設所在地	最大値	最小値
秦野市戸川	0.56	0.11未満
茅ヶ崎市小桜町	0.33	0.11未満
茅ヶ崎市矢畑	0.22	0.11未満
海老名市柏ヶ谷	0.22	0.11未満

- ・エレベータシャフトに吹付けアスベストが施工された建物周辺等におけるアスベスト環境調査結果

エレベータシャフト(昇降路)内壁に吹付けアスベストが施工されている建物周辺等で環境調査を実施しました。この結果、当該建物周辺の大気中から、最大で0.17本/リットルの繊維が検出されましたが、アスベスト繊維ではないことが確認されました。(平成20年8月調査)

(本/リットル)

施設所在地	区分	最大値	最小値
横浜市緑区	建物周辺	0.17	0.057未満
	エレベータ内(参考)	0.057未満	

#### ○ 規制基準

大気汚染防止法では、アスベスト製品の製造加工を行っている特定粉じん排出施設の設置工場において、敷地境界での基準を定めており、空気1リットル当たりアスベスト繊維が10本以下となっています。

※規制基準の根拠については E-4 をご覧ください。